



平成29年(ネ)第5012号 九条俳句不掲載損害賠償等請求控訴事件

控訴人(第一審原告) XXXXXXXXXX

被控訴人(第一審被告) さいたま市

被控訴人(第一審被告) 答弁書

平成30年3月1日

東京高等裁判所第2民事部 御中

被控訴人(第一審被告) 訴訟代理人弁護士 馬 橋 隆



被控訴人(第一審被告) 指定代理人弁護士 幸 田



被控訴人(第一審被告) 指定代理人 野 崎 隆 史



同 森 田 隆 之

同 齋 藤 隆

同 黒 須 雄 児



同 大 成 真 理 子



(送達場所)

〒330-0846 さいたま市大宮区大門町3-60

馬橋法律事務所

弁護士 馬 橋 隆 紀

電 話 048-641-1177

F A X 048-641-8881

第1. 控訴人（第一審原告）の控訴の趣旨に対する答弁

1. 本件控訴をいずれも棄却する
2. 控訴費用は控訴人（第一審原告）の負担とする
との判決を求める。

第2. 訴の変更に基づく請求原因の追加について

1. 1の（1）は認める。

同（2）について、第一審原告が俳句を嗜んでいる事情は不知。

詠んだ俳句が評価されることが第一審原告の名誉であることは否認する。また、俳句が選出された場合、これが第一審原告の名誉であることも否認する。

同（3）について

- ① ①のうち、「公民館の考えであると思われるのでダメです。」の発言をしたことは否認する。「この句は載せられないから代わりの句を出して欲しい」のうち「出して欲しい」は否認する。保坂は「代わりの句はないでしょうか」と言っている。■■■■氏に伝えられた内容が伝播することは不知。

その余は認める。

- ② ②のうち、引間の発言について、同人は「抵触する」との言葉は使っていない。

なお書きのうち、第一審原告が「本件につき句会を代表して」回答を受けに行ったこと、「句会に伝わった」ことはいずれも不知。第一審被告は、第一審原告の求めにより回答書を渡したものである。

その余は認める。

- ③ ③のうち、説明に行った者のうち、桜木公民館の職員は「2人」ではなく「1人」である。

- ④ ④は否認する。俳句会が俳句を提出したのは、平成26年9月頃である。なお、俳句は公民館利用報告書に挿む形で公民館の窓口において帰ったため、職員は、直接、受け取っておらず、提出したの

が■■■■代表代行であったかは不知。

⑤ ⑤のうち、別の形の掲載を示唆した者はいない。なお、松本氏は、三橋公民館連絡協議会の委員長ではなく会長である。

⑥ ⑥は争う。

⑦ ⑦は認める。なお、これは、大宮区三橋地域住民有志からの申し入れの文書に回答したものである。

⑧ ⑧は認める。なお、これは、市民の集い参加者一同からの教育委員会の請願に対する回答である。

⑨ ⑨は認める。なお、これは、嶋田耕作支部長からの「抗議と要望」に対する回答である。

以上が第一審原告の名誉を毀損したことは否認する。なお、俳句の掲載は句会との間で行われていたものであって、掲載できない理由を句会の代表代行に連絡したことが、第一審原告の名誉を毀損したことにはならない。

なお、第一審原告は、俳句が掲載されることが「名誉」であると主張しているのであって、その俳句を掲載できない理由を説明したことが何故その「名誉」を毀損したことになるのか理解できないところである。

2. 2については否認する。

第一審被告は、第一審原告の社会的評価を低下させていない。

3. 3は否認する。

第一審被告の職員において、本件俳句を掲載しない理由を、第一審原告らに伝えることは当然のことであって、その担当者に故意過失はない。

4. 4については争う。

第3. 名誉棄損についての第一審被告の主張

1. 第一審原告の俳句がたよりに掲載させることが、第一審原告の社会的評価を高めるものではなく、名誉には該当しない。

2. また、第一審原告の俳句が掲載されないことにつき、第一審被告においては、その理由等は、句会や第一審原告と同人が出席を認めた人のみに説明し、また、当該俳句の作者が第一審原告であることやその掲載しない理由を自ら公にしたことはない。もし、公になったとすれば、第一審原告自らが、本件俳句が掲載されないことを当初から新聞社に伝えるなどして、これを一般に知らしめたことによるものである。

第4. 第一審原告準備書面（1）について

1. 公民館が社会教育施設であることを理由に、公民館が主体となり発行する広報紙の編集権が制限されるものではない。公民館が主体となり発行する広報紙の編集権に基づき、俳句を掲載しないことが、原告の学習活動に対する介入とはならない。

第5. 第一審原告準備書面（2）について

1. 「本件合意の内容に関する判断の誤り」について

本件合意は、平塚と根岸との間で行われたものであり、本件句会のそれぞれの会員が当該合意を了承していたかどうかは、合意の内容とは関係がない。第一審原告主張の事実からは、平塚と■■■■との間で、本来公民館にある編集権のうち、俳句の掲載に関する事項を本件句会に一任する合意がなされたと認めることはできない。

なお、三橋公民館連絡協議会はたよりの編集に関与する機関ではなく、公民館職員がたよりを見せて意見を求めたこともない。

2. 「三橋公民館職員の権限に関する判断の誤り」について

- (1) 社会教育法27条2項の規定は、公民館の館長に対し、対外的な代表権を与えたものではない。第一審原告が指摘する通達は、社会教育担当課長と館長が、両者常に緊密に協調連携しつつそれぞれの責任を果たすべきことを述べており、同法の規定について、公民館の館長に対外的な代表権を認める旨解釈するものではない。

(2) 平塚が三橋公民館に在籍していた当時、桜木公民館長の決裁を受けることなく三橋公民館内部のみの意思決定によりたよりが発行されていたとしても、専決規定に違反する手続の瑕疵が治癒されるものではない。また、たよりの各号を発行するかどうかを判断する専決権限の所在と、対外的に被告を拘束する契約締結権限の所在とは必ずしも一致するものではない。

3. 「本件合意が訴求力ある権利を発生させる合意であること」について

当事者に将来的に当事者双方を拘束する意思がない以上、掲載請求権に訴求力はない。

平塚と■■■■とは、当事者双方を拘束する意思がなかったことから、詳細について合意を行わず、合意事項を記した文書を交わさなかったのであり、平塚は決裁の手続を行っていないのである。

4. 第一審被告の主張

第一審被告の主張は、たよりに俳句を載せるのが、俳句の発表の場を与えるものではなく、紙面に彩りを与えるためのものであったに過ぎないとするものである。

第6. 第一審原告準備書面(3)について

1. 第2の「公民館だよりは表現の場である」について

「たより」の仕事を行っていた平塚は、公民館の「たより」の紙面をより住民に親しみやすいものとするため、公民館を利用している絵手紙の団体や本件句会にその作品を提供してもらったに過ぎない。いわば、「たより」の作成を担当する者として、紙面の記事や図柄、レイアウトのために調査や取材の仕事の一つとして行ったものである。仮に「たより」に発表・表現の場を提供するのであれば、第一審被告においては正式な決裁手続を経た上、取扱い基準も定める等の手続が必要であるが、本件ではそのような手続をとっていない。そもそも、公民館としても一部の利用者にも「公民館だより」

にその作品の発表・表現を認めることは公平性の点からも認められない。

また、3年8か月の間、掲載されてきた事実をもって、被告が、本件句会のメンバーの意向に法的に拘束されることにはならない。

「たより」の目的は、主には公民館の行う事業に伴い、それを紹介し、情報提供することにより、住民に学習の機会を与えるためのものである。また、「たより」は、公民館での催し物や活動に伴い、周辺住民に知らせるためのものである。このような目的を有する「たより」について、社会教育法等の法令から、本件俳句の掲載義務が生ずるものではない。

2. 第3の「パブリックフォーラムの法理に対する解釈の不当性」について

最高裁59年12月18日判決における、伊藤正己裁判官補足意見は、「一般公衆が自由に出入りできる場所は、それぞれその本来の利用目的を備えているが、それは同時に、表現のための場として役立つことが少なくない。道路、公園、広場などは、その例である。これを「パブリック・フォーラム」と呼ぶことができよう」としており、「場所」を前提としたものであり、「たより」の紙面とは無関係である。また、本件たよりは、紙面を市民に開放したものでもない。

3. 「たよりに俳句を掲載することは「助成」と理解できる」について

本件たよりに俳句を掲載してきた目的からすると、たよりに俳句を掲載することは、作品を作成した者への援助や助成ではない。

第一審被告においては、募集などの公平な手続を経ずに、一部の利用者のみ利益を付与したり、給付を与えることはできない。

第7. 第一審原告準備書面（4）について

本件たよりは、住民が作品を掲載するという意味での利用に供す

るためのものではないことから、地方自治法244条に規定する「公の施設」ではなく、また、同条の類推適用されるものではない。民法87条の規定は、いうまでもなく財産の私法上の物権の帰属に関する規定であり、住民の公の施設の利用権とそこで発行される文書は無関係である。

以上